

(2020.7.31制定・施行)

(2020.8.19一部改訂)

(2020.11.1一部改訂)

広島大学体育会剣道部活動ガイドライン

はじめに

一般財団法人全日本剣道連盟は6月10日付で「対人稽古自粛のお願い」を解除するとともに「稽古再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」を制定した。これに基づいて、広島大学体育会剣道部の活動実施に向けた独自のガイドラインを作成する。また今後、広島県、東広島市における感染状況や全日本剣道連盟、広島県剣道連盟の通達があれば、逐次見直す。

ガイドライン

1. 部活動再開について

- ・7月初旬に活動計画書を学生支援室に提出し、7月31日に申請が認められた。したがって、8月3日より剣道部においても本ガイドラインに沿って活動を再開した。
- ・部活動再開後も広島大学や体育会の通達があればこれに従う。
- ・状況を鑑みて幹部で会議を開き、随時ガイドラインの緩和、解除、追加を行う。また、会議内容を監督・部長と相談決定し、部員・剣道部関係者に報告する。

2. 稽古計画の策定

- ・感染拡大防止の観点や一定期間の自粛生活があったため、学生の体力が落ちていることを考慮し、稽古の再開は慎重に行う。
- ・再開当初はトレーニングや素振りに重点を置き、徐々に従前の稽古内容に戻していく。
- ・文部科学省の「学校の新しい生活様式」についても考慮する。

3. 稽古に参加するにあたって

- ・稽古参加者は当面の間、原則、学内者のみに限る。
ただし、学外指導者招集許可願により、大学に認められた学外者については、指定の曜日での参加を認める。
- ・参加者には以下のことを義務付ける。
 - ― 体調管理シートの記入
 - ※各個人のスマートフォンを用いた体調チェックサービスを利用
 - ― 厚生労働省公式「新型コロナウイルス接触確認アプリ」の使用
 - ― 体育館入館時の手洗い、うがい、アルコールによる手指の除菌
 - ― 剣道具、竹刀の除菌
 - ― 体育館(床、太鼓、部室)の清掃、除菌
 - ― 換気の徹底
 - ― 道着・袴は稽古の都度持ち帰る

- 剣道具の貸し借りは行わない
- 自宅と稽古場所の往復の際はマスクの着用に努める
- ・ 当面の間、原則、公式戦以外の対外試合や遠征を行わない。
- ・ 大会や各イベントに参加する場合は、主催者側の感染症対策が徹底されていることを確認し、それに則った活動とする。
- ・ 以下の条件に該当する場合は稽古参加禁止とする。
 - 体調がよくない場合（発熱、咳、咽頭痛などの症状がある）
 - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる者がいる場合
 - 過去1週間以内に他都道府県、他国への渡航または、当該在住者との濃厚接触がある場合。
 - 厚生労働省公式「新型コロナウイルス接触確認アプリ」で、過去14日以内に陽性者との接触が確認された者

4. 大学に認められた学外指導者について

- ・ 毎週火曜日に名誉師範、主席師範、師範の3名のうち1名ずつ稽古に参加する。
- ・ 上記3名の指導者に加え、帯同者1名が同行し、記録のためビデオ撮影を行う。
- ・ 上記の参加者は剣道具を着用した対面稽古は行わず、学生の稽古を視察し、口頭指導のみとする。
- ・ 学内ではマスクを着用し、「新しい生活様式」による感染防止行動を徹底する。
- ・ 稽古終了後、共有物である足ふき雑巾は使用せず、必要な際は各自で準備いただき対応する。
- ・ 来校前に検温及び記録を行い、発熱等の体調不良がみられない場合のみ参加可とする。

5. 面マスク・フェイスシールド

- ・ 面マスクを各自用意し、活動中は常時着用する。
参考：6月24日付け全日本剣道連盟「感染拡大予防ガイドラインのマスクについて（新たな調査結果を受けて）」
- ・ 面をつけての稽古において、号令をかける者はフェイスシールドを着用する。

6. コロナウイルス感染者が出た場合

- ・ 過去、稽古参加者や体育館施設内で感染者が出た場合、即刻稽古は中止とする。
- ・ 部内で感染者や感染が疑われる者が出た場合には、速やかに指導教員、指導者、顧問に連絡し、副学長（学生支援担当）・学生生活支援グループGLへ報告する。
- ・ 感染者や感染が疑われる者に対し、プライバシーを保護するとともに誹謗中傷がないよう指導する。

7. その他

- ・ アルコール、除菌スプレーについては部費で購入し、稽古開始前後に必ず使用する。
- ・ 道場内の清掃は雑巾を用いず、モップを使用し清掃用具の共有を最低限にするよう努める。
- ・ 当面の間、接触感染のリスクを避けるため道場内には剣魂旗のみ掲げる。

以上